第五章　不法投棄防止条例の効果

5-1　はじめに

これまで、不法投棄防止条例の実態について調査、解明を行ってきたが、本章では、不法投棄防止条例の効果について調査を行う。条例施行によっての変化、及ぼされた効果を解明する。

5-2　目的

不法投棄防止条例の効果の指標として、「条例の施行の有無での効果の違い」、「不法投棄防止条例の施行前後で変化したこと」の観点から検討を行う。条例施行前後の不法投棄量・投棄件数の変化を軸にして、条例の効果を解明する。

5-3　方法

投棄量・投棄件数の推移についてはインターネットでの調査。

不法投棄防止に関する条例を施行している自治体へのアンケート調査。

5-4　結果及び考察

5-4-1　自治体別不法投棄量・投棄件数の変化度 [1)]

まず、「条例の施行の有無での効果の違い」の観点の検討である。条例を施行している自治体とそうでない自治体の不法投棄量・投棄件数の変化を比較し、条例の効果を示す。表 5-1 に、条例施行自治体の変化度、表 5-2 に、条例未施行自治体の変化度を示す。なお、変化度とは施行前から施行後の減少の度合いを表し、算出方法は次式の通りである。

変化度(%)＝100－施行後(15 年度以降)平均投棄件数(投棄量)
÷施行後(14 年度以前)平均投棄件数(投棄量)×100

また、施行前、14 年度以前の平均投棄量・投棄件数変化度については平成 10 年度からのものとし、施行後、15 年度以降の平均投棄量・投棄件数は平成 17 年度までのものとする。年数を固定することにより、正確なデータとすることを目的としている。

表 5-1　条例施行自治体の変化度

都道府県	施行前平均投棄件数	変化度(%)	施行前平均投棄量	変化度(%)
	施行後平均投棄件数		施行後平均投棄量	
福島	27	26	3554	78
	20		796	
千葉県	121	2	96646	84
	119		15760	
新潟	27	81	3763	64
	5		1341	
岐阜	5	0	519	-19251
	5		100432	
愛知	9	67	13192	60
	3		5336	
京都府	25	60	14215	79
	10		2943	
大阪府	8	75	1973	81
	2		373	
兵庫県	14	29	11714	36
	10		7525	
福岡県	27	81	3421	81
	5		650	

表 5-2　条例未施行自治体の変化度

都道府県	14年度以前平均投棄件数	変化度(%)	14年度以前平均投棄量	変化度(%)
	15年度以降平均投棄件数		15年度以降平均投棄量	
北海道	35	43	16090	63
	20		6016	
青森県	43	30	9640	56
	30		4200	
岩手県	6	-200	9973	17
	18		8231	
秋田県	8	63	810	82
	3		144	
山形県	10	70	3891	95
	3		200	
茨城県	134	13	33872	3
	117		32934	
栃木県	36	14	4250	-150
	31		10635	
群馬県	26	-38	4109	-76
	36		7241	
埼玉県	8	88	2339	88
	1		280	
東京都	0.6	100	6	100
	0		0	
神奈川県	2	0	170	8
	2		156	
富山県	3	33	203	52
	2		97	
石川県	11	45	2322	-46
	6		3400	
福井県	3	-133	533	46
	7		287	
山梨県	7	43	624	-108
	4		1300	
長野県	10	90	3848	99
	1		29	
静岡県	13	46	3842	-1695
	7		68961	
三重県	13	-46	7995	58
	19		3394	

都道府県	14年度以前平均投棄件数	変化度(%)	14年度以前平均投棄量	変化度(%)
	15年度以降平均投棄件数		15年度以降平均投棄量	
滋賀県	26	65	8033	77
	9		1820	
奈良県	3	-367	250	-1590
	14		4225	
和歌山県	16	56	4640	91
	7		435	
鳥取県	8	50	415	73
	4		113	
島根県	8	63	1586	85
	3		245	
岡山県	15	-13	2369	64
	17		863	
広島県	9	33	1192	4
	6		1150	
山口県	5	40	4815	83
	3		820	
徳島県	11	73	1666	85
	3		257	
香川県	9	11	883	40
	8		533	
愛媛県	14	50	12000	-38
	7		16600	
高知県	9	-33	690	27
	12		507	
佐賀県	10	90	1250	71
	1		364	
長崎県	99	73	6511	70
	27		1963	
熊本県	32	28	11679	70
	23		3529	
宮崎県	17	-41	2158	28
	24		1552	
鹿児島県	67	70	4364	54
	20		2000	
沖縄県	27	81	19688	87
	5		2510	

表 5-1、5-2 より、各自治体の不法投棄量・投棄件数の変化度を把握することができる。この変化度を、変化量の大小において分類する。分類は以下の通りである。また表 5-3 に、不法投棄量及び投棄件数変化度別自治体を示す。

- 60%以上減少（増加）　→大幅減少（増加）
- 30%以上 60%未満減少（増加）　→減少（増加）
- 5%以上 30%未満減少（増加）　→やや減少（増加）
- 増減が 5%未満　→変化なし

表 5-3　不法投棄量及び投棄件数の変化度別自治体

	条例施行自治体		条例未施行自治体	
	不法投棄件数	不法投棄量	不法投棄件数	不法投棄量
大幅減少	新潟県、愛知県、京都府、大阪府、福岡県	福島県、千葉県、新潟県、愛知県、京都府、大阪府、福岡県	秋田県、山形県、埼玉県、東京都、長野県、滋賀県、島根県、徳島県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県	北海道、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、長野県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県
減少		兵庫県	北海道、青森県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県、愛媛県	青森県、富山県、福井県、三重県、香川県、鹿児島県
やや減少	福島県、兵庫県		茨城県、栃木県、香川県、熊本県	岩手県、神奈川県、高知県、宮崎県
変化なし	千葉県、岐阜県		神奈川県	茨城県、広島県
やや増加			岡山県	
増加			群馬県、三重県、高知県、宮崎県	石川県、愛媛県
大幅増加		岐阜県	岩手県、福井県、奈良県	栃木県、群馬県、山梨県、静岡県、奈良県

表 5-3 より、図 5-1 に不法投棄件数の条例施行の有無別分類割合を、図 5-2 に不法投棄量の条例施行の有無別分類割合を、表 5-4 に不法投棄件数・量の条例施行の有無別分類割合表を示す。

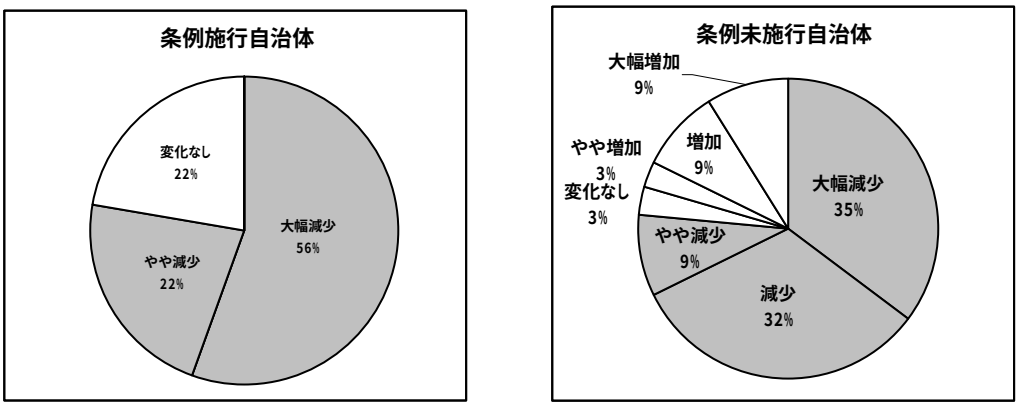

図 5-1　不法投棄件数の条例施行の有無別分類割合

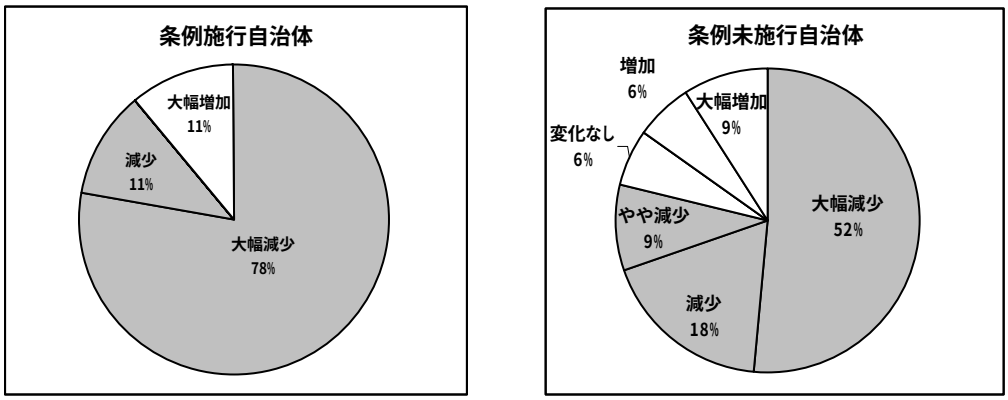

図 5-2　不法投棄量の条例施行の有無別分類割合

表 5-4　不法投棄件数・投棄量の条例施行有無別割合表

不法投棄件数		
	条例施行自治体	条例未施行自治体
大幅減少	56%	35%
減少	0%	32%
やや減少	22%	9%
変化なし	22%	3%
やや増加	0%	3%
増加	0%	9%
大幅増加	0%	9%

不法投棄量		
	条例施行自治体	条例未施行自治体
大幅減少	78%	52%
減少	11%	18%
やや減少	0%	9%
変化なし	0%	6%
やや増加	0%	0%
増加	0%	6%
大幅増加	11%	9%

まず、不法投棄件数の変化度についてだが、図 5-1、表 5-4 より、条例施行自治体で投棄件数の大幅減少は 56%、やや減少 22%と減少を示している自治体は 78%である。条例未施行自治体については、大幅減少 35%、減少 32%、やや減少 9%と 76%が減少と、条例施行の有無に関らず、減少を示している自治体の割合は近似値を示している。しかし、条

例施行自治体は投棄件数が増加している自治体がないのに対し、条例未施行自治体はやや増加 3%、増加・大幅増加ともに 9%と、増加を示している自治体は 21%も存在する。

次に、不法投棄量である。図 5-2、表 5-4 より、条例施行自治体の投棄量の大幅減少は 78%、減少が 11%と、実に 9 割近くの自治体が減少を示している。また、大幅増加の岐阜県だが、投棄件数は変化がないが、大規模な不法投棄が行われたため、投棄量の大幅増加となっている。このように、ほとんどの自治体が投棄量の減少を示している。また条例未施行自治体でも同じように、大幅減少が 52%、減少 18%、やや減少 9%と全体の 79%と 8 割近くの自治体が減少を示している。しかし、こちらも投棄件数と同じく増加を示している自治体がある。全体の 15%が増加を示しており、その内、半数以上の自治体が大幅増加と、条例施行の有無で差が生じていると考えられる。

これらをまとめると、条例施行自治体では、不法投棄件数・投棄量ともに大半の自治体では、減少を示している。その内、半数以上は 60%以上の大幅減少となっている。それに対し、条例未施行自治体では、減少を示している自治体が大半だが、増加を示している自治体が存在する。増加を示している自治体には、何らかの原因があると考えられるが、条例施行自治体はその原因を条例によって補っており、不法投棄件数・投棄量の減少としている。よって、全体傾向として条例施行は投棄件数・投棄量に効果を与えていると言える。

5-5　まとめ

本章では、不法投棄防止条例の効果を解明するため、「不法投棄防止条例施行の有無での効果の違い」を調査した.

条例を施行している自治体とそうでない自治体の差を表すことにより、その条例の効果を明らかとした。

まず、不法投棄件数についてだが、条例施行自治体は大幅の減少が 56%なのに対し、条例未施行自治体では、35%と条例施行の有無で差が見られる。また、条例施行自治体は、増加を示している自治体がないのに対し、条例未施行自治体では、21%の自治体で、増加を示している。

次に、不法投棄量だが、条例施行自治体では、約 8 割の自治体が大幅減少となっており、約 9 割の自治体で減少を示している。一方、条例未施行自治体では、大幅減少は約 5 割で、また、投棄件数と同じように、増加している自治体も多く見られる。

以上のことより、自治体によって、不法投棄件数・投棄量の増減には、若干のバラつきはあるものの、全体傾向としては条例施行自治体の方が、その数値が減少していることから、条例施行による効果があると言える。

＜参考文献＞

1)2)　環境省：データ

＜http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=8788&hou_id=7743＞,　2006-12-28